

第 685 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

平成29年7月10日（月）

午後 3 時 30 分開会

○青少年課長 それでは、事務局から、本日の傍聴人の数についてご報告いたします。本日の傍聴人は、1名となっております。それでは、よろしければ、傍聴人の入場をお願いいたします。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきたいと存じます。萩原会長、議事進行につきまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

○萩原会長 それでは、ただいまから、第 685 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に基づきまして議事進行を行ってまいります。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、議事に入ります前に、配付資料についてご説明いたします。

本日は、5月30日に提言をいたしました第31期東京都青少年問題協議会に関します答申の冊子が出来上がりましたので、参考までに皆様に配付してございます。

児童ポルノ、特に、自画撮り被害と言われるものが深刻化する中での青少年の健全育成について、今回の協議会では、議論がなされました。

自画撮り被害につきましては、現状と課題を整理した上で、普及啓発の充実であったり、条例による悪質な働きかけの規制等を含め、取り組むべき課題につきまして検討した結果を取りまとめたものでございます。詳細は、後ほどご覧になってください。

それでは、条例に基づきます事務の施行経過等につきましてご説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。前回の審議会以降の6月12日から7月9日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

不健全図書指定につきましては、前回、審議会のご意見を踏まえまして、指定図書類を決定のうち、6月16日に告示いたしました。

その他ファミリールール講座や出前講演会等を実施してございます。

続きまして、2ページでございますが、過去1年間の不健全図書類の指定実績を載せてございます。

また、5ページでございますが、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健

全育成協力員の環境浄化活動の6月分の状況でございます。平成29年6月までに委嘱しております協力員は905名おります。6月の活動者数は72名、調査店舗数は365店舗でございます。

この表は、各店舗におきまして、指定図書類、表示図書類、類似図書類につきまして、協力員が行った包装及び区分陳列等の実施状況の調査結果でございます。

今回は、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査は、ございませんでした。

次の7ページには、都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等への実態調査結果を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が2店舗ございました。表示図書類取り扱い不適切は1店舗、類似図書類の取り扱い配慮無しが4店舗ございました。

2番目の表の映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックスにて青少年制限掲示がないものが2店舗ございました。問題になった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続きまして、8ページをご覧ください。こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

①は、6月末現在の区市町村別届出箇所台数一覧でございます。設置箇所数は27カ所、設置台数は71台で、先月から変動はございません。

条例に基づく事務施行経過については、以上でございます。

○萩原会長 ただいま、事務局から事務の施行経過についてご説明がございました。ご質問等ございますでしょうか。

○谷代委員 立入調査で「不適切」ということが、幾つか今回もあるんですけども、こういった場合は、その場での是正措置をするだけで、再度、また、立入調査というのをするのでしょうか。

○健全育成担当課長 その場で指導いたしまして、再度、立入調査を実施いたします。

○谷代委員 分かりました。ありがとうございます。

○萩原会長 ほかには、ご質問は、いかがでしょうか。

では、私から一つ。本日、この『児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について』という冊子が配られまして、この 28 ページを拝見いたしますと、自画撮り被害児童数が非常に増加をしているということが分かります。

先ほどの課長のご説明の中でも、普及啓発の充実ということが大事だということでしたが、この「事務の施行経過」の 1 ページに「ファミリールール講座の実施」、あるいは「出前講演会の実施」というものが記載されていますが、こういった取組を自画撮りの被害防止として何か連携を図っておられるのでしょうか。

○健全育成担当課長 ご指摘のありました、出前講演会などでは、ネット等の危険性や家庭でのルール作りの具体的な方法などにつきまして、保護者や生徒に教える場を提供してごきます。自画撮り被害の未然防止としては、大変意義のあるものと考えてごきます。

○萩原会長 この「ファミリールール講座」や「出前講演会」は、いずれもインターネットの利便性と危険性と両方を啓発していらっしゃるということなんですか。

○健全育成担当課長 はい。そういうことです。

○萩原会長 自画撮りの被害が急増しているということですので、今後ともこういった施策と良い連携を図っていただければ、と思います。

ほかに、ご質問等ごきますでしょうか。

それでは、ご質問等ごきませんので、次第に従いまして、調査・審議事項に移りたいと思います。

この段階で傍聴人の方には、ご退出いただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開をいたします。本日の諮問事項につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料をご覧ください。

今回は、『ウォー！コミックス 73、ピアスシリーズ 492 かべアナ学園入獄篇』、ほか計 5 誌の不健全図書類の指定についての諮問でごきます。よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、詳細に、資料に基づいてご説明をお願いします。

○青少年課長 それでは、審議用資料の 1 ページをごらんください。諮問第 1090 号でごきま

す。

さらに2ページ目にございます、諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をごらんください。

こちらに記載されました図書類は、平成29年5月30日から6月30日までの間に、都内のコンビニ、書店等から購入いたしました計125誌のうちから、11ページ、12ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

今回、諮問する図書類は、5誌でございます。1誌目は、図書名が『ウォーコミックス！73ピアシリーズ492 かべアナ学園入獄篇』、平成29年6月15日に株式会社マガジン・マガジンにより発行されてございます。

2誌目は、図書名が、『ウォー！コミックス74ピアシリーズ493 かべアナ学園出獄篇』、図書1と同様、平成29年6月15日に株式会社マガジン・マガジンにより発行されてございます。株式会社マガジン・マガジンの過去1年間の指定回数をございません。

3誌目は、図書名が『ムーグコミックスピーチシリーズ いつの間にか背後にキモいオヤジが・・・』、平成29年6月29日に有限会社トライアングルフォースより発行され、過去1年間の指定回数は、ございません。

4誌目は、図書名が、『ムーグコミックスラブキューンシリーズ つぐなわれ』、平成29年7月26日にロングランドジェイ有限会社より発行されてございます。過去1年間の指定回数は、2回ございます。

最後に5誌目が、図書名が、『DARIA COMICS ANTHOLOGY カーストBL』、平成29年6月20日に株式会社フロンティアワークスより発行され、過去1年間指定されたことはございません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号、イ・ロでございます。購入場所は、いずれも書店でございます。

今回の諮問図書類につきましては、本審議会の諮問に先立ちまして、7月5日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページから7ページに取りまとめてございます。

まず、3ページをご覧ください。第1誌目につきましては、「指定やむなし」の意見が13名で、その主な内容は、「性器部分は修整されているが、擬音や体液の描写が多く、卑わい感を与える。自由を奪う行為が一種の人格否定の印象を与えている。指定該当」などござ

います。「保留」の方は、2名いらっしゃいました。「指定非該当」は、2名で、その主な内容は、「性描写が多く、人格否定的な箇所もあるが、修整の配慮が見られ、設定にリアリティーがないことから、性的感情を刺激するかは疑問。指定非該当」などがございます。

4ページをご覧ください。第2誌目でございます。「指定やむなし」の意見が14名で、その主な内容は、「器具等を使った描写など、人格否定の要素がある。性器の描写も形状がはっきりわかる。指定該当」などがございます。「保留」の方は、1名いらっしゃいました。指定非該当は2名で、その主な内容は、「暴力的な性描写は、気になるものの、BLの商品特性を鑑みれば、全編を通してストーリー性、性描写ともに指定には及ばず、男性器等の修整も認められる。指定非該当」などがございます。

5ページをご覧ください。3誌目でございます。「指定やむなし」の意見が10名おりました。その主な内容は、「性描写が過激でストーリーも卑わいな感じを与える。指定該当」などがございます。「指定非該当」につきましては、7名ございまして、その主な内容は、「擬音が多く、性行為の描写が目立つのは気になるが、男性器及び結合部は、修整が認められる。内容・イラストは、全般的にそれほどハードな印象を受けない。絵柄から卑わいな印象を受けない。指定非該当」などがございます。

6ページをご覧ください。4誌目につきましては、「指定やむなし」の意見が4名でございます。その主な内容は、「体液、性的行為の描写がいずれも過度なまでに露骨であり、人格否定的な性的行為の描写も多い。卑わい感の多い描写も多い。指定該当」などがございます。「保留」の方は、1名いらっしゃいました。「指定非該当」は、12名ございまして、その主な内容は、「性交シーンや擬音、体液の描写は多いものの、修整がなされており、女体化という設定にリアリティーがなく、卑わい感はない。指定非該当」などがございます。

7ページをご覧ください。第5誌目につきましてはでございます。「指定やむなし」の意見が12名で、その主な内容は、「性器部分の修整が甘く、また、擬音や体液の描写もあり、卑わい感を与える。また、カーストという表現が、人格否定につながる印象を受ける。指定該当」などがございます。「保留」の方は2名いらっしゃいました。「指定非該当」の方は、2名いらっしゃいまして、その主な内容は、「男性器の修整が甘い部分が数カ所見受けられるのが気になるが、BLの商品特性を鑑みれば、著しく卑わいで青少年の性衝動や性犯罪につながると思えない。指定非該当」などがございます。

不健全図書類指定の諮問につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの課長の説明についてご質問はございますでしょうか。

特にご質問がなければ、どうぞ調査に入っていただきたいと思います。

(図書審査)

○会長 それでは、そろそろご審査のほうをよろしゅうございますでしょうか。

それでは、恐縮ですが、順にご意見を伺ってまいりたいと思います。

○H委員 いずれも区分陳列等をしていただくべき図書だと思います。

なお、4誌目が、自主規制団体からの聴き取り結果によると、指定非該当という意見が著しく多いようではありますが、改めて見ましても、私の感性からは、ほかの4誌と変わらないというふうに思います。

自主規制団体の方は、業界の方なので、ご覧になる部分が、ちょっと違うのかもしれませんが、一般成人の私からすれば、4誌目の図書も変わらないというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。

J委員いかがでしょうか。

○J委員 はい。5誌の中では一部修整がなされているものもありますけれども、全体的にやはり内容が卑わいであり、性描写が多いということもありまして、青少年の健全な育成を阻害するということが認められますから、ぜひ指定該当でお願いしたいというふうに思います。

5誌ともお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

F委員、いかがでしょうか。

○F委員 私も5誌とも不健全図書で。

それで、思いとしては、H委員と全く同じで、4誌目の『つぐなわれ』だけ指定非該当が多いんですけども、やはり自主規制団体の方々の非該当と思われるところと、私が思うのとは、やっぱり正反対なのかなと思う部分がすごく多いです。全誌該当ということをお願いします。

○会長 はい。わかりました。ありがとうございます。

A委員、いかがでしょうか。

○A委員 本当に、前回、K委員から修整の話がありましたが、やはり局部を消すだけでなく、行為そのものを本当に少なくというか、消してほしいという感じしております。

本当に全編卑わい感を出し過ぎていて、本当に露骨ですし、もう本当にそのものだけだ、と感じます。人格否定もありますし、暴力的な表現もありますし、全誌とも指定でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

C委員。

○C委員 私も5誌とも指定で、区分陳列でお願いします。

1誌目、2誌目、ピアスシリーズというのは、前にもあったと思うんですけども、こちらのほうも、同じような自主規制団体の方から、ほとんど同じコメントだと思うんですけども、修整の配慮が見られ、という意見や、あと、設定にリアリティーがない、ということが意見としてありますけども、リアリティーがある、ないに関わらず、やっぱり人格否定があったりですとか、その卑わいなシーンがあるということに対しては指定に値すると思います。

それで、3誌目のムークコミックススピーチシリーズというのも、前にもあったと思うんですけども、こちらも、デフォルメがすごくされていて、女性を何か蔑視というか、そういう感じにどうしても捉えられるのではないかなと思うんですね。やはり人格否定もありますので、かわいいタッチということもあり、青少年が手にとりやすいなというところも、何かよくないと思いますし、指定と非該当が、二つに分かれているような感じがありますので、どういように自主規制団体の人が考えていらっしゃるのかなというところが、ちょっと不安な気持ちになります。

4誌目のムークコミックスのほうも、やはり皆さんが言っているように、非該当が12名というところで、この男性が女体化している設定ということでリアリティーがなく、卑わい感がないというんですけども、私も女性なので、女体化しているというところが、何か女性としてばかりにされているような感覚がどうしても感じられますし、人格否定もありますので、やはりこれも指定でお願いします。

最後の5誌目ですけれども、修整が甘いというよりも、修整しているようには思えませんので、これも指定でお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

南委員、いかがでしょうか。

○南委員 5誌とも指定でお願いします。



○会長 森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 5誌とも指定でお願いします。

○会長 では、K委員、いかがでしょうか。

○K委員 今回、5誌というのは、ちょっと私がここに参加してもう3年近くになりますけど初めてなんで、驚いたんですけども、『かべアナ』というマガジン・マガジンの2誌は、この2誌ともが、やはりBLのエスカレートしたパターンなんですね。というか、この帯に書いてありますように、「陵辱調教の餌食」とか、「肉体の限界を超える性調教」とか、誰がされたいかと思うんですけど、こういうふうに学園の中での何かストーリーがエスカレートしちゃうと、もうとめどもなくなるんで、それだったら、もう成人マークをつけて、区分陳列しておくべきだと思うんです。

これに関しては、BLものを読まれる読者の対象が、皆さん、ご存じと思うんですが、「腐女子」と言って、腐敗の腐に女子と書くんですね。婦人の婦じゃなくて、腐女子というネット上の言葉がありまして。この腐女子の中には、池袋の東口をご覧になれば分かると思いますけれども、今、ジャンルとしては、確立されているというか、一定程度読まれているものなんです。

それで、そういう腐女子の層をちょっと調べたところ、やっぱり女子中学生とか高校生レベルでご興味を持つ方もいらっしゃるんですね。

ですから、やはりBLものというのは、こういうふうにエスカレートしていったって、何か現実社会では、こういう男が男を攻めまくるような社会になっているんじゃないかというようなちょっと誤解もあるんじゃないかと。男が読んでも、全く何も感じないこういう世界を、書いていらっしゃる方も多くが女性なんですね。担当されている方も、編集者も女性が多い。

それで、やっぱり今回のように挙がってくると、私たちの出版倫理の委員会では、このことに関しては、東京都の健全育成審議会でもこういう意見が出ているということは、伝えたいと私は、思っております。

それで、ほかにも、あと3誌、まず、『カーストBL』。このカーストというのは身分差別、やはり人種差別といいますか、この階級に準じて男性が男性を攻めるシーンが、この修整もあんまりされずに、ちょっと露骨に出ております。

それから、もう一つ、『つぐなわれ』も、実は、女装した男性が女体化しているのを無理やり強制的に犯すようなところもございまして、何となくコミカルには描かれているんです

けども、これも、区分陳列でやむを得ない。

それから、この3誌目。これもコミカルには描かれているんですけども、これをやはり非該当にするには問題があるなと思うのは、女性を陵辱して、性的になじませて、要するに、性的に未熟な女性に対して、性義をもって、自分に従わせるような妙な陵辱感があります。これは、やっぱり指定はやむを得ないんじゃないかと思います。

5誌とも、私も指定でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○会長 それでは、I委員、いかがでしょうか。

○I委員 5誌とも指定ということでよろしいかと思います。

○会長 G委員、いかがでしょうか。

○G委員 5誌指定でよろしいかと思います。

○会長 中崎委員、いかがでしょうか。

○中崎委員 私も、5誌全て指定でお願いします。

○会長 副島委員。

○副島委員 5誌全て指定でお願いいたします。

○会長代理 5誌とも区分陳列して売っていただくべきものと思います。

○会長 はい、わかりました。

私も、この『つぐなわれ』という、自主規制団体の方の意見聴取では非該当のご意見が多かったものも含めて、5誌とも区分陳列指定を判断すべき図書ではないかというふうに思います。

それでは、委員の方、いずれも条例の規定に該当し、今後、指定やむなしというご意見でございます。そのように答申させていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、続けて、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、その他の説明をしたいと思います。

6月の都民からの申し出は、ございませんでした。

続きまして、次回審議会に諮問予定の映画が1本ございます。先週、案内文を郵送させていただきましたが、本日も、お手元に依頼文をお配りしてございます。

1 回目の試写会が■■■から。2 回目の試写会が■■■からでございます。

試写会場は、■■■試写室でございます。お忙しい時期に大変恐縮ではございますが、ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、本日の調査・審議事項については、以上でございます。

ここでまた、傍聴人の方、入場していただきますが、この段階でご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、傍聴人の方に再入室をお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局からお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書 5 誌について諮問を行い、5 誌と東京都青少年の健全育成に関する条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

続きまして、前回の審議会の議事録につきましては、現在、公表の準備をしているところでございます。公表の準備ができましたら、議事録の中で行政機関の委員の方を除きまして、お名前等の伏せ字を行い、東京都ホームページ及び都民情報ルームにおきまして公開いたします。

第 683 回の議事録につきましては、本日、配付させていただきました。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は、8 月 7 日、月曜日の 15 時 30 分からでございます。どうぞご出席の方、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、本日は、これで議事は終了でございますが、ここで伊藤委員からこのコンビニエンスストアのセーフティーステーション活動についてご報告をよろしく申し上げます。

○伊藤委員 それでは、私から、お手元に「コンビニエンスストアのセーフティーステーション活動アンケートリポート」と題した冊子をお届けさせていただいてございますので、簡潔にご報告をしたいと思います。

これは、私たちの協会に加盟しております、コンビニエンスストア全社・全店で取り組んでいる社会貢献活動の一環でございますけれども、開いていただきますと、1 ページ目、アンケートの概要というところが出てございます。参加の企業については、ここに記載してあ

るとおりでございます。

全店で、昨年、取り組んだ店舗が、5万6,150店でございますが、そのうち、5万4,504店から回答を頂きました。その回答率が97.1%という状況で、オーナー様のこの取り組みへの関心の高さというものが、ここにあらわれているのではないかと考えております。

私たちが取り組んでいるこのセーフティーステーション活動の概要でございます。大きな目的は、3点ございます。

一つが、安全・安心なまちづくりに協力していこうということでございます。端的に申し上げれば、駆け込み寺的な機能を果たしていこうということでございます。

女性や子供の駆け込み、あるいは高齢者の保護、高齢者の駆け込みといったことに対して、私たちのほうでできる限り守って協力していこうということでございます。

そして、2点目が、青少年環境の健全化へ取り組んでいこうということでございます。これは、お酒やたばこ、あるいは先ほどほどから審議しております、成人向け雑誌の取り扱いということについて、私たち、売る側の責任として、未成年者に販売しないよう、きちんと取り組んでいこうということでございます。

もう一点が、地域との交流を図っていこうということで、取り組んでございます。

まず、1点目の目的の安全・安心なまちづくりに協力していこうということでございますけれども、まず、そのためには、私たちお店が、安全な拠点でなければならないということで、こちらは警察庁とも連携をさせていただいて、制服警察官の立ち寄りや警察主導によります、防犯訓練を頻繁に行って、お店の防犯への意識を高めております。

結果、昨年度のコンビニエンスストアの強盗事件は、一昨年から減少傾向にあり、今年1月から今、7月に入っているところでございますが、ほぼ昨年の半減以下というような状況になってきていて、かなり制服警察官の立ち寄りや防犯訓練等々成果が浸透してきたんではないかなと考えております。

また、他にも、防犯用外づけカメラの設置を進めてございます。今、全店で82.7%の設置が完了しておるということで、こちらについては、当然のことながら、警察との連携も密にやっております。この外づけのカメラによって、犯人検挙に至ったという事案も大変多くなってきてございます。そういった意味でも、警察署との連携が欠かせない状況になってきていて、そして、また、この結果が、防犯に役立っているということでございます。

次に、女性、子供の駆け込みと高齢者の保護ということでございますけれども、昨年度、

女性の駆け込みが5,175店で、延べ7,006回以上ご対応させていただいております。

また、子供の駆け込みということで、2,724店で3,925回以上の対応となっております。

また、さらには、高齢者の保護、9,360店で1万6,434回以上の対応を行っているということで、トータルで2万7,000件以上。

そして、1日当たりにしますと、74件以上で毎日、高齢者の保護、あるいは女性や子供の駆け込み対応をしているということでございます。

特に、昨今は、高齢者の方で徘徊をされている方も非常に多くなってきておりまして、そういった意味でも、私たちのこの拠点が、非常に高齢者の方の保護に役立っているということも聞いてございます。

又、特殊詐欺の未然防止も、3,922店で防止しました、という結果が出てございました。

これは、特殊詐欺が決して減っていないという状況で、昨今は、ATMから現金を、振り込ませることだけではなくて、POSAカード、いわゆる高額のプリペイドカードです。これを買わせて、そして、POSAカードのデータをとるといような詐欺が、非常に多くなってきておりまして、お店の意識の高さが防止に役立っているということでございます。

2点目の青少年関係の健全化への取り組みということで、お酒やたばこ、そして、成人向け雑誌を販売する際には、未成年者に対して年齢確認を徹底していこうということに取り組んでございます。

ここに、成人向け雑誌の取り扱いの有無を確認した結果が出ておりますが、成人向け雑誌を取り扱っていない店舗が4,996店ありました。これは、オーナー様ご自身で自主的にこの手の雑誌は、一切取り扱わないということでございます。

したがって、このお店については、当然のことながら、成人向け雑誌の区分陳列什器も設置をしていないということになるわけでございます。こんな形で今、どんどんこの成人向け雑誌の取り扱いしていない店舗も広がってきているという状況でございます。

私たちは、先ほどのような指定図書や18禁マークのついた雑誌は取り扱いしてございませんけれども、未成年者に販売したくないような雑誌は区分陳列された中で上下2点のシール止めをして青少年が手に取って閲覧できない状態で販売しています。

最後に、地域との交流ということでございます。今、私たちの多くのお店で配達を行ってございます。1万8,650店で配達を行ってございますけれども、配達をしたときに、あわ

せて見回りもしてございます。

御用聞きや配達を行った際、緊急事態に遭遇したケースも多々ございます。具体的には、倒れておられた場に遭遇して、119番通報してあげたとか、電球を取り換えてあげたといったケースもございました。

全体で7,491店でさまざまなご対応をして差し上げた。こんなことも、私たちが取り組んでいることでございます。

特に、昨今では、子供たちが、コンビニに駆け込んだら助けてくれるよねということが、普通に会話としても出ているという状況でございますので、皆様方も、ぜひコンビニエンスストアがセーフティーステーションとして機能しているんだということを改めてご認識いただいて、そして、何かあれば、駆け込んできていただければ、ご対応をさせていただきたいと、このように思っていますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

フランチャイズチェーン協会の安全・安心の拠点づくりの取り組みをお聞かせいただきました。せっかくの機会ですので、何かご質問等ございますでしょうか。

振り込め詐欺を3,922店で防止されたというのは、かなり店主の方とか、従業員の方の教育が行き届いておられるのですね。

○伊藤委員 そうですね、はい。

○会長 お客様の様子を拝見していて、お声がけをする、という流れですかね。

○伊藤委員 そうです。そして、警察と連携をして確認をすると、みんな詐欺だったということが判明しているんですね。皆さんからもかなり感謝もいただいております。

○吉倉委員 1点だけ。AEDがありますね。非常に効果が評価されているわけですね。

○伊藤委員 そうですね。

○吉倉委員 そういう設置についての議論は、なされたことはありますか。

○伊藤委員 はい。データもとれてございます。AEDの設置は、我々も協会として、その設置基準というガイドラインも策定してございまして、積極的に、進めている最中でございます。全店で2,000店以上入れておりおます。

○吉倉委員 現在も推進されているということですか。

○伊藤委員 そうです、はい。

○吉倉委員 ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○宮原委員 こういう御用聞きとか、いろいろな場面でそういう見回りとか、見守りとかが一番大事なことだと思いますし、東京都の消費生活対策では見守り制度を推進しています。消費者被害や福祉部門ともそのほかに警察とも連携をしているというような方針が出ています。とてもいいことをしていると思います。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに、ご意見ございますか。

伊藤委員、本当にありがとうございました、報告を。

○伊藤委員 ありがとうございました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

本日、谷代委員が、最後のご出席になられるのでしょうか。一言、ご挨拶を。

○谷代委員 平成24年度から丸5年間、審議会委員をさせていただきました。やはり保護者の立場ということで、かなり厳しい質問もしたと思うんですけども、いろいろと申しわけございませんでした。

それで、先ほど見ましたように人格否定ですとか、誹謗中傷なども今、多い世の中です。なるべく子供たちの目に触れさせないように済むのであれば、そうしていただきたいと思っております。

それで、先ほどの修整のこともそうなんですが、毎回、修整についてのラインが分からない、というところでいつも質問をしてきました。今後も専門的な質問のお答えを山委員、よろしくお願い致します。

それで、いつも審議会の資料を見させていただいている中で、どれだけ多くの方の努力と協力の上で、私たちがこの審議会の席に座らせていただいているのか、青少年に対する思いもあってこの審議会が成り立っているんだなということが改めて分かりまして、関係者の皆様に本当に感謝したいと思っております。ありがとうございます。

それで、後任の方にも保護者目線で、頑張っていたきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

また、今後は、都民の目線でホームページを楽しみにしております。

青少年・治安対策本部にもう毎月通わなくていいんだと思うと、何かさびしいような気がします。長い間お世話になり、ありがとうございました。

○会長 5年間にわたり、お疲れさまでございました。

また吉倉委員も、本日、最後のご出席ということで、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

○吉倉委員 きょうで最後になりましたけども、大変長い間、お世話になりました。

また、大変勉強になりました。青少年育成のために地域で私もやっていきたいと思っていますので、どうもありがとうございました。

○会長 他にはよろしゅうございますか。

それでは、本日は、これにて閉会をさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時41分閉会